

## 「第7回高校生自転車交通安全動画コンテスト」実施要綱

### 1 趣旨

高校生による動画作成を通じ、高校生自身が交通安全について考える機会とするとともに、作成された動画のうち優秀作品を表彰の上、群馬県公式 YouTube チャンネル「tsulunos」等で配信することで県民の交通安全意識の高揚を図る。

### 2 募集テーマ

高校生の自転車事故防止に関すること

～高校生の自転車事故率全国ワースト1位からの脱却～

〈具体例〉

- ・ 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
- ・ 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ・ 夜間はライトを点灯
- ・ ヘルメットを着用
- ・ デイライト普及促進に関すること

※ 「デイライト」とは昼間明るい時にも自転車のライトを点滅又は点灯させることにより、周囲の自動車や歩行者などに自分（自転車）の存在を知らせて気付いてもらいやすくすることで交通事故防止を図る取り組み。

### 3 作品時間

動画の長さは最長で60秒までとする。

※ 但し、30秒程度を推奨するが、規定時間内における作品の長短は審査に影響しない。

### 4 募集期間

令和8年8月1日（土）から令和8年10月31日（土）必着

### 5 応募資格

令和8年8月1日現在、群馬県内の高等学校（中等教育学校の4～6年生、高等専門学校1～3年生を含む。）に属する者、またはグループ（生徒会・委員会・部活動単位などのほか、任意のグループ可）

※ 1人の生徒が応募できるのは、1作品のみ

※ 1つのグループが応募できるのは、1作品のみ

## 6 応募方法

(1) LOGO フォームからの応募【<https://logoform.jp/form/9cfD/1604381>】

※ 但し、2500メガバイトまでのものに限る

(2) 電子記録媒体による応募

作成した動画は、電子記録媒体（DVD、CD-R、SDカード、microSDカード等）に記録の上、事務局（群馬県県土整備部道路管理課交通安全対策室）に、応募用紙と共に郵送すること。

記録に必要な電子記録媒体は作成者自身で用意すること。

※ 提出された電子記録媒体は返却しない。

## 7 動画作成上の注意事項

- ・ 公道での撮影は、危険を伴うため禁止とする。  
公道で撮影された作品は、審査対象外となる。  
但し、「tsukurun 動画制作ワークショップ」においては、その限りではない。
- ・ しっかりと安全に配慮した方法で撮影する。
- ・ 動画は、最長で60秒までとし、30秒程度を推奨とする。  
※ 時間の長短は審査に影響しない。
- ・ 表現方法（実写、アニメ、CG、スライド等）は問わない。
- ・ 必ず、応募者によるオリジナル作品で未発表のものにすること。
- ・ BGMを使用する場合は、オリジナル楽曲又は著作権フリーの楽曲とすることし、著作権上問題のある楽曲使用が判明した場合は、失格とする。
- ・ 出演者には必ず承諾を得ること。  
出演者でなくても、容姿が映り込んでいる場合はその方の承諾を取ること。
- ・ 作品中の言語表現は日本語とする。他言語を使用する場合は、日本語訳の字幕を付

けること。

- ・ 動画編集ソフト、アプリ等による動画の加工及び編集は自由。
- ・ 動画の形式は mp4, mov, wmv のいずれかに限る。

## 8 審査

事務局（群馬県県土整備部道路管理課交通安全対策室）が指名する審査員により、審査を実施する。

審査結果についての異議・問い合わせについては、受けつけない。

## 9 入賞作品発表及び表彰式

- ・ 審査結果について、入賞者にはその旨通知し、全体の結果については、県ホームページに掲載する。
- ・ 表彰式の日程等は、入賞者に別途通知する。

## 10 表彰等

- |            |        |          |       |
|------------|--------|----------|-------|
| ・ グランプリ作品  | 1 作品   | 表彰状及び商品券 | 10 万円 |
| ・ 準グランプリ作品 | 1 作品   | 表彰状及び商品券 | 5 万円  |
| ・ 審査員特別賞   | 5 作品程度 | 表彰状及び商品券 | 1 万円  |

## 11 注意事項

- (1) 受賞作品は広く公開されることになるので、個人の氏名、居住地等が特定されることがないように十分確認の上、応募すること。
- (2) 作品応募に係る一切の費用は応募者負担とする。
- (3) 作品の使用権及び著作権は事務局に帰属し、入賞作品は、群馬県公式 YouTube チャンネル「tsulunos」等で配信する。  
その他、営利目的以外の用途で二次利用（複製、編集、上映、頒布等）を行う。
- (4) 応募作品が以下の内容に該当する場合は、審査対象外とし、群馬県は一切その責任を負わない。
  - ・ 第三者の著作権、肖像権、その他第三者の権利を侵害するもの。
  - ・ 公序良俗に反するもの。

- ・ 立入禁止、撮影禁止場所等で撮影したもの。
- ・ 公道で撮影したもの。  
但し、「tsukurun 動画制作ワークショップ」においては、その限りではない
- ・ 応募者以外が作成したもの。
- ・ 他の動画サイト等で公開されているもの。
- ・ 営利を目的とした情報提供、広告宣伝若しくは勧誘行為に当たるもの。
- ・ 個人、企業、団体等の中傷したり、プライバシーを侵害するもの。
- ・ 他の個人、企業、団体等になりすましたもの。
- ・ 本コンテストの適正な運営を妨げるもの。
- ・ その他共催者が不適切と判断するもの。

(5) 群馬県公式 YouTube チャンネル「tsulunos」等で配信後に不正等が発覚した場合は、当該作品を削除し、表彰を取り消す。

## 12 個人情報の取扱いについて

応募により得た個人情報は事務局において厳重に管理し、本コンテストのみに使用する。

## 13 実施機関・団体

### (1) 共催

群馬県、群馬県教育委員会、群馬県警察本部、公益財団法人群馬県交通安全協会、一般財団法人トヨタ・モビリティ基金

### (2) 協賛

公益財団法人佐藤交通遺児福祉基金

### (3) 後援

一般社団法人日本損害保険協会関東支部群馬損保会

## 14 その他

この要綱は予告なく変更する場合がある。

## 15 事務局

〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県県土整備部道路管理課交通安全対策室

電話 027-226-2388

FAX 027-243-7285

E-mail [kotsuanzen@pref.gunma.lg.jp](mailto:kotsuanzen@pref.gunma.lg.jp)